

太田市告示第20号

市道路線の供用廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき  
令和8年3月23日から次の市道路線の供用を廃止する。

その関係図面は、告示の日から1月間太田市役所都市政策部道路整備  
課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月23日

太田市長 穂積昌信